

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和2年10月31日 14時15分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島北方沖 神島灯台から真方位004° 1,250m付近 (概位 北緯34°33.6′ 東経136°59.2′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>ラブリー</sup> Lovely14は、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Lovely14、2.1トン
船舶番号、船舶所有者等	271-35691愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場の移動の目的で、手動操舵により南進中、船外機と連結している手動油圧操舵装置のシリンダ内のロッドが折れて操舵不能となった。 本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇にえい航された。 本船は、本インシデント後、直径約10mmのステンレス製のロッドが右舷側のナット付近で折れていたことが判明したものの、折れた部分に腐食等は確認できなかった。
分析	本船は、航行中、船外機と連結している手動油圧操舵装置のシリンダ内のロッドが折れたことから、運航不能となったものと考えられるが、折れた同ロッドが残っておらず、同ロッドが折れた状況を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が航行中、手動油圧操舵装置のロッドが折れて操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操舵装置は、定期的に点検整備を行い、出航前には複数回、舵の動作確認を実施すること。